

津南町人権教育・啓発推進計画

令和3年3月

新潟県津南町

ごあいさつ

「人権」は、日本国憲法のもとにおいて、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、依然として子どもの虐待や女性差別・障害者差別などの人権侵害が後を絶ちません。特にインターネットやSNS上における誹謗中傷や心ない書き込みがますますエスカレートし、いじめや子どもへの人権侵害が拡大し大きな社会問題となっています。

また、最近では新型コロナウイルスの感染拡大による、感染者や濃厚接触者、医療従事者等への差別や偏見が大きな問題となっています。

すべての人々が一丸となり感染拡大に立ち向かうべきときに、この不当な差別や偏見は許されるものではありません。

「人権」という権利を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、一人ひとりが人権を正しく理解し、お互いを認め合い、人権尊重の高い意識を持つことが何よりも大切です。

当町では「希望と愛、参加できる まちづくり」を目指し、様々な取り組みを行ってまいりましたが、さらに人権教育・啓発の推進に総合的に取り組むため、「人権に関する町民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ今後の指針となる「津南町人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後は、「人権尊重という恒久的な人にやさしいまちづくり」を目指して、町民の皆様や関係機関・団体との連携を図りながら、あらゆる差別や人権侵害をなくすため、学校、地域、家庭、職場等様々な場において、人権教育・啓発の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大な尽力をいただいた「津南町人権教育・啓発推進計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、町民意識調査にご協力をいただいた皆様に心から厚く感謝申し上げます。

令和3年3月

津南町長 桑原 悠